

令和4年9月2日 制定（国空無機第191260号）
令和6年2月1日 一部改正（国空無機第224530号）

国土交通省航空局安全部
無人航空機安全課長

登録検査機関等に係る登録免許税の納付要領

1. 目的

本要領は、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）第132条の24による登録検査機関の登録等に係る登録免許税の納付について、その手続等に関する要領を定めることを目的とする。

2. 課税事項及び課税額について

課税事項と課税額は以下のとおりである。

	課税事項	課税額
登録検査機関	法第132条の24（登録検査機関の登録）の登録。なお、更新の登録は除く。 （登録免許税法（昭和42年法律第35号。以下同じ。）別表第1第138の2号（一）関係）	1件につき 90,000円
一等無人航空機操縦士の技能証明	一等無人航空機操縦士の技能証明。なお、更新の技能証明は除く。 （登録免許税法別表第1第32号（30）ワ関係）	1件につき 3,000円
登録講習機関	法第132条の69（登録講習機関の登録）の登録。なお、更新の登録は除く。 （登録免許税法別表第1第138の2号（二）関係）	1件につき 90,000円
登録更新講習機関	法第132条の82（登録更新講習機関登録）の登録。なお、更新の登録は除く。 （登録免許税法別表第1第138の2号（三）関係）	1件につき 90,000円

3. 登録免許税の納付に係る手続

(1) 納付方法及び納付完了報告

ドローン情報基盤システム（DIPS2.0）を通じて国土交通省航空局から電子メールを送信し、登録免許税額及び納入先口座を通知するので、以下のいずれかの方法により納付すること。

① Pay-easy（ペイジー）による納付

銀行ATM又はインターネットバンキングでの納付が可能。なお、この場合、納付報告は不要である。

② 東京国税局麹町税務署に直接納付

東京国税局麹町税務署において納付後、登録免許税領収証書届出書（別添様式）に「領収証書」（原本）を貼付の上、以下の宛先に送付すること。

（注）「領収証書」が発行されないため、コンビニエンスストアで納付（コンビニ納付（QRコード））することはできない。

○ 国土交通省航空局安全部無人航空機安全課

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 合同庁舎3号館7階
（TEL）03-5253-8615

(2) 納付期限

納付期限は、登録免許税法第24条（免許等の場合の納付の特例）を適用し、認定の日より1ヶ月後とする。なお、納付期限を過ぎた場合は、未納付として東京国税局麹町税務署長宛てに通知する。

附則（令和4年9月2日 国空無機第191260号）

この要領は、令和4年9月5日から施行する。なお、一等無人航空機操縦士の技能証明及び登録更新講習機関の登録免許税の納付については、令和4年12月5日から施行する。

附則（令和6年2月1日 国空無機第224530号）

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

(別添様式)

登録免許税領収証書届出書

国土交通大臣 殿

(住所)
(氏名又は名称)
(連絡先)

令和 年 月 日に、
本) を提出します。

{ 登録検査機関
一等無人航空機操縦士の技能証明
登録講習機関
登録更新講習機関 }

に係る登録免許税を納付しましたので、領収証書 (原

登録免許税 〇〇,〇〇〇円
納付期限 令和 年 月 日

領収証書貼付欄

注) 領収証書 (原本) を領収証書貼付欄に貼付して下さい。